

○競争入札参加資格関係事務取扱要領

平成21年 3月31日制定

(趣旨)

第1条 岩見沢市が発注する工事及び製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（以下「資格者」という。）に必要な資格（以下「資格」という。）に関する事務については、法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 岩見沢市工事参加資格者審議会及び工事入札参加者指名委員会規程（昭和54年4月2日訓令第14号。以下「審議会規程」という。）第2条から第7条までの規定は、この要領に定めるすべての資格に適用するものとする。

(資格審査の区分)

第2条 資格審査の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事の請負契約及び設計、測量等工事関連業務に係る契約
- (2) 物品購入等 物品等の購入並びに清掃及び警備その他の業務委託等に係る契約

(資格基準の設定)

第3条 市長は、申請年（西暦の奇数年とする。）の前年の12月30日までに、翌年度以降における資格を定めるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、資格をその都度定めることができる。

2 岩見沢市契約規則（昭和45年規則第43号。以下「規則」という。）第2条（第18条において準用する場合を含む。）の規定に基づく公示は、岩見沢市公告式条例（昭和18年条例第1号）による公告により行うものとする。

(随時の資格審査の時期)

第4条 審議会規程第3条第2号に規定する随時の資格審査の時期は、市長が定め、前条第2項の規定に準じて公告するものとする。

(資格の再審査及び変更届)

第5条 市長は、審議会規程第4条の2に規定する資格者（その営業を承継した者を含む。）からの申請に基づき、資格の再審査を行い、当該資格者に関する記載事項を変更することができる。

2 資格者は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、速やかに市長に記載事項の変更を届け出なければならない。

(1) 資格者の名称又は商号に変更のあったとき。

(2) 資格者が法人の場合において、その代表者に変更のあったとき。

(3) 資格者の住所又は電話番号に変更のあったとき。（本店又は道内の支店若しくは営業所に係るものに限る。）

(4) 資格者の組織に変更のあったとき。

(5) 建設工事に係る資格者において、法令による免許等を有する技術者（北海道内に勤務する者に限る。）に変更のあったとき。

(6) 資格者名簿に登録された資格の種類に係る許可、免許又は登録等に変更のあったとき。

(7) その他、市長が必要と認めたとき。

3 市長は、前2項の規定により資格に関する事項を変更したときは、速やかに資格者名簿を整理するものとする。

（資格の取消し）

第6条 市長は、資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格者の資格を取り消すことができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。

(2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年以内の期間を定めて競争入札への参加を排除されたとき。

(3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許又は登録等を必要とする場合において、当該許可、免許又は登録等の取消しがあったとき。

(4) 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき市長が

定める資格要件を欠くこととなったとき。

(5) 契約規則その他の関係法令に違反したとき。

(審議等)

第7条 資格の審査（第5条第1項に規定する再審査及び前条に規定する資格の取消しに関する審議を含む。）を行う機関は、建設工事等に係る資格にあつては岩見沢市工事参加資格者審議会とし、物品購入等に係る資格にあつては企画財政部契約管理課とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。